

大崎市 給食費負担軽減補助金のご案内

令和8年度より新たに開始する補助制度です！

食物アレルギー等により学校給食を食べられないお子様の保護者の方を対象に、国・県からの補助金相当額を支給します。

対象となる方 以下のすべてに該当する方が対象です。

- ☑ 大崎市立小学校または義務教育学校前期課程に在籍するお子さんの保護者
- ☑ 食物アレルギー・疾病・宗教・長期欠席などの理由により、1カ月単位で学校給食のいずれも食べられないお子さんの保護者

次の場合は対象外となります。

- ✕ 生活保護（教育扶助）の対象となっている場合
- ✕ 他の制度で給食費の全部または一部の補助を受けている場合
- ✕ 5日前（週休日を除く）までに、学校へ給食停止の申し出をしていない場合

申請期限 令和8年度は4月分からさかのぼって申請できます。

補助金の交付について （補助金は年3回に分けて交付）

期	対象月	補助額（月額）
第1期	4月～7月分（4カ月）	月額 5,200円
第2期	9月～12月分（4カ月）	月額 5,200円
第3期	1月～3月分（3カ月）	月額 5,200円

8月は補助対象外です。

年間最大 5,200円 × 11カ月 = 57,200円 が上限

対象期間	申請期限
4月分～10月分	令和8年10月15日（木曜日）まで
11月分以降	当該月の5日まで（毎月）

申請方法

必要書類：大崎市給食費負担軽減補助金交付申請書、通帳の写し（金融機関名・支店名・口座番号・名義人が確認できるページ）

提出先：お子さんが在籍する学校または大崎市役所 教育総務課